

令和7年12月26日  
奈良労働局

## 奈良労働局における文書の紛失について

奈良労働局（局長 石崎 琢也）は、奈良労働局において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講ずることとしますので、その概要をお知らせします。

### 1 概要

当局葛城労働基準監督署（以下「葛城署」という。）から発送されたと思われる労働者Aさんに係る労働災害関係文書の写し及びこれに係る送付文書（氏名、生年月日、性別、職種、傷病名及び傷病部位が記載されている。）について、奈良労働局への到着が確認できなかったもの。

### 2 事実経過

#### （1）11月21日（金）

労働局労働基準部担当者より、葛城署から上記書類が届かず、葛城署に確認したところ、既に11月11日（火）頃、局あて送付した旨回答があり、書類紛失の可能性が生じたもの。

同日葛城署に対し、11月11日（火）前後に労働局あて郵送した可能性のある物について調査を指示した。

#### （2）11月25日（火）

葛城署より報告のあった書類のうち当該書類以外の所在が確認できた。

また、同日から11月28日（金）までの間、紛失した可能性のある葛城署、労働局総務課及び健康安全課において隈なく捜索した。

#### （3）11月26日（水）

葛城署における郵便発送簿を確認したところ、発送されていたのであれば、封筒の形状、金額から11月11日（火）に発送された可能性が高いものの、現行の奈良労働局における郵送ルール上、発送簿の内容から労働局各部署に係る宛て先や用途を確認できるものとはなっていないことから当該文書を特定できず、所在確認が困難となったもの。

#### （4）11月27日（木）～12月5日（金）

奈良労働局内全課室あて、郵便物の紛れ込みがないか確認を行うとともに、上述の3部署においても改めて捜索を行った。

#### （5）12月8日（月）

郵便事故の可能性もあり得るため、郵便局あて調査依頼を行った。

(6) 12月19日(金)

奈良労働局からAさんに対し、説明及び謝罪を行った。

### 3 紛失による影響

原本ではなく写しであるため、事務処理に影響は生じない。また、現在まで、個人情報が漏えいされた方からの被害の連絡や第三者からの問い合わせ等はない。

### 4 発生原因

当局における郵便物の授受・仕分けに関する取扱い手順等において、紛失防止策が不十分であったこと。

### 5 再発防止対策

- ① 11月開催の局議において同事案に触れ、文書の紛失に関して注意喚起を行うとともに、今後あらゆる機会をとおして、注意喚起及び再発防止策等を周知する予定。
- ② 労働局が受理した郵便物の仕分け作業を自席にて行っていたことが認められたため、郵便作業スペースを新たに設けるとともに、その場所で作業するよう指示を行った。
- ③ 奈良労働局における郵送ルールを変更し、労働局の各部署あての書類をまとめて郵送する場合は、宛先部署や用途等内訳を記載した「送付状」を作成・同封することとし、「送付状」と郵送物の内容が一致していることを確認の上発送することとする。  
また、総務課においても受理した郵送物につき、「送付状」と内容物が一致しているか照合を行うこととする。

奈良労働局総務部総務課長 辻本

奈良労働局総務部総務課長補佐 川田

(電話) 0742(32)0201